

○東京農工大学学長表彰規程

(平成31年4月1日教規程第6号)

(趣旨)

第1条 この規程は、東京農工大学学則第30条第2項及び第3項の規定に基づき、学長が特に必要と認めた場合の表彰(以下「学長表彰」という。)の方法等について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の方法)

第2条 学長表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

(表彰の時期)

第3条 学長表彰は、随時行うものとする。

(表彰状)

第4条 表彰状の様式は、当該表彰の内容に応じて、その都度定めるものとする。

(事務)

第5条 学長表彰に関する事務は、学務課において処理する。

(雑則)

第6条 学長表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。